

草津市景観審議会 議事概要

1 会議の日時 平成27年10月23日(金) 15時00分～17時00分

2 会議の場所 草津市役所4階行政委員会室

3 会議に付した事項

(1) 太陽光発電設備等の設置に係る草津市景観計画の変更について

4 出席委員数 15名中13名

5 主な発言および質疑

(1) 太陽光発電設備等の設置に係る草津市計画計画の変更について

【意見】小規模のものが乱立する恐れがある。それらが廃設備となる可能性も高まるので、それに対する対応などを考えてほしい。

→ 届出対象とならない案件に対して、個別に市の指導を行うことは難しい。廃設備問題については、設置後の状況や他の自治体、国の動向を見ながら、問題が多発するようであれば届出時に撤去計画を添付していただくことなどの、再度計画の変更を行っていく。

【意見】設置済みの現場の画像を見ると4mほどの高さに設置されているが、仮にこういう物件だと、4mの植栽で全て隠すというのは厳しいのでは。

→ 設置時点で高木とするのはかなりの負担となるが、高木の苗木の植栽でその成長を考慮して対応する等、設置者と協議のうえ指導していきたい。

【意見】届出対象未満に面積を抑えるものが多く出てくるのではないか。

届出対象未満の行為について、行政としてどこまでの対応がとれるか。

届出対象未満の物件に対して、指導できる基準などはあるか。

→ 基準に沿って配慮を願うしかない。

【意見】耕作放棄地などへの設置が増える可能性があり、同一設置者でも田畑の場所が分散していれば、届出対象未満の物件が複数出る可能性がある。

→ 耕作地からの設置ということであれば、農地転用の許可が出なければ設置できないため、田畑の中にいきなり乱立するという恐れは薄い。

【意見】今後の技術革新により、効率が上がり届出対象未満の設備でそれなりの発電規模が維持できるようになれば、届出対象未満の物件が当たり前になる。基準自体が形骸化する恐れがあるので、基準の見直しについて、案の中に盛り込んだらどうか。

→ 明確に何年後に見直しとは案の中には明記しない。発電設備の市場動向などを勘案しながら、判断していく方向。審議会から見直しについての意見をいただき、見直しに入っていくことも可能。